

中城村公園施設等ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集目的

本村が所有する施設を有効に活用し、新たな財源確保及び村民サービス維持・向上に寄与することを目的として、中城村公園施設等への愛称を命名する権利（ネーミングライツ）について、下記のとおりパートナー企業を募集します。

2 対象施設一覧、契約希望金額（年額）、契約期間

- ・対象施設：吉の浦公園施設内
- ・希望金額：調整の上、決定する。但し、選考時に金額が高額な企業

ほど高得点となる。

また、初年度に限り月割での金額となる。翌年度より年額での契約。

- ・契約期間：3年間。但し、契約が年度途中からとなる場合は、月割での契約となる。

※1：施設概要は、村のHP掲載の施設概要をご覧ください。

※2：応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。また、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含みます。

※3：複数の施設を合わせて応募することも可能です。

※4：契約終了後、更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。

3 応募条件

(1) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい企業とします。なお、以下の項目に該当するものを除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される者
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団等及びそれらの利益となる活動を行う者
- ⑥ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反した者
- ⑦ 村から入札参加停止措置又は不当利益処分を受けている者
- ⑧ 村税その他租税を滞納している又は正当な理由なく村に対する債務を履行していない者
- ⑨ その他、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと村が認めるもの

(2) 施設の愛称

親しみやすさ呼びやすさなど、村民や利用者から理解が得られる愛称とし、下記の施設の愛称には指定された字句を必ず使用すること。また、今回募集する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称変更は行いません。

・指定字句【ごさまる】 例…〇〇〇ごさまる野球場（〇〇〇の部分に社名など）

利用者等の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は出来ません。また、次のいずれかに該当する者は、愛称として使用できません。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 個人又は団体の名刺広告（個人の氏名広告又は法人等の代表者名広告）
- ⑦ 村がその商品などを推奨していると誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- ⑧ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称使用開始予定時期

ネーミングライツ・パートナーとの協議により決定します。

(4) 愛称表示の内容

愛称表示の内容は、対象施設内外の看板等（施設名表示や案内板）、村のホームページ及び新規に作成する印刷物（パンフレット等）とし、位置、大きさなどは協議によるものとします。また、その他の表示希望については、協議の上決定します。

(5) 費用負担

区 分	費用負担	備考
敷地内外の看板等表示変更、新設、撤去（施設内表示や案内板）※1 ※2 ※3	ネーミングライツ・パートナー	村が設置管理するもの
村の印刷物や村のホームページの表示変更	中城村	新規作成分を対象とします。

※1：村が設置管理する看板等の表示変更は、村と協議の上、変更可能な表示について、ネーミングライツ・パートナーが施工するものとします。（施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途協議の上、決定するものとします。）また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2：村以外の主体が設置管理する看板等の表示変更に係る手続きについては、ネーミング

ライツ・パートナーが関係機関と協議の上、対応していただくことになります。

※3：契約終了後の原状回復については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

(6) リスクの負担

新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付した愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

その他、定めのないリスクが生じた場合は、村とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

4 応募方法

(1) 応募期間

令和4年7月11日（月）から当面の間。

※但し、事前の予告なしに応募を終了する可能性があります。予めご了承ください。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

（正午から午後1時まで、土、日及び祝日を除く）

※毎週火曜日は休館日のため対応不可。また、火曜日が祝祭日の場合は翌営業日が休館日となる。

(2) 提出書類

別紙1を参照

(3) 提出方法

申込書類を募集期間中に持参又は郵送（募集期間内必着）により提出してください。

（ファクシミリ、電子メールでは提出はできません。）

(4) 提出部数

正本1部及び副本7部（副本はコピー可）

(5) 提出先

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字安里190番地

中城村教育委員会 生涯学習課（中城村民体育館内事務所）

※毎週火曜日は休館日のため対応不可。また、火曜日が祝祭日の場合は翌営業日が休館日となる。

(6) 留意事項

申込に係る必要な経費等は、申込者の負担とします。また、申込書類等は返却しません。

5 質問の受付及び回答

募集要項に関する質問は、次の要領で行ってください。

(1) 質問票の提出

下記の申込先（問合せ先）あてに、質問票【様式 5】をメールにより提出してください。また、メール送付後、届いたことを確認するための電話連絡をしてください。

(2) 質疑受付期間

応募を開始した日から終了までの期間。

(3) 質疑書に対する回答

質疑者へ回答を行うとともに、村のホームページにも掲載します。

6 ネーミングライツ・パートナーの選考方法

中城村公園施設等ネーミングライツ・パートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）において次の選考基準に従って総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー候補者（以下「候補者」という。）を選考します。なお、応募が一者のみであった場合も、選考委員会において村のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、候補者を選考します。選考結果については、全ての応募者に文書で通知します。

選考項目	選定基準	配点
応募者について	経営の安定性	10
	本村に関する 地域活動への理解・貢献	20
愛称について	親しみやすさ	15
	呼びやすさ	15
契約について	ネーミングライツ料 (高額なほど高配点)	40
合 計		100

7 ネーミングライツ・パートナーの決定等

中城村は、候補者との協議（指定管理者との協議を含む）を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、契約締結後、ネーミングライツ・パートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を公表するとともに、各種広報印刷物やホームページ等を活用して愛称の普及に努めます。

※候補者との協議をおこない、合意に至らない場合は、契約をしないこともあります。

※愛称使用期間（契約期間）終了後、契約更新に当たっては、優先交渉権があります。

その交渉において、契約金額や契約期間、付与する特典について協議することとします。

※条例上の施設名称は変更しません。

※契約締結に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

8 スケジュール

- ① 公募期間：令和4年7月11日（月）から当面の間。

※但し、事前の予告なしに応募を終了する可能性があります。予めご了承ください。

- ② 選考委員会の開催
- ③ 候補者の決定
- ④ 契約に係る各種事項について協議
- ⑤ 契約の締結、愛称等の公表など

9 その他

(1) ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーに付与する特典については、候補者決定後の協議において決定するものとします。希望する特典について提案してください。

※付与する特典はネーミングライツ料に影響のない提案としてください。

※特典を希望しない場合は、空欄としてください。

(2) ネーミングライツ・パートナー料の活用に関する希望

ネーミングライツ・パートナー料の活用に関する希望があれば提案してください。

(3) 情報公開

提出された書類については、中城村情報公開条例に基づき公開することがあります。

10 申込先（問合せ先）

〒901-2407 沖縄県中頭郡中城村字当間 190 番地

中城村教育委員会 生涯学習課（担当：比嘉 保貴）

TEL 098-895-3703

FAX 098-895-3091

E-mail syougai@vill.nakagusuku.lg.jp

※毎週火曜日は休館日のため対応不可。また、火曜日が祝祭日の場合は翌営業日が休館日となる。

【提出書類】

書 類 名
① 中城村ネーミングライツ・パートナー申込書【様式 1-1、1-2】 (登記された印鑑を押印してください)
② 企業概要【様式 2】
③ 中城村公園施設等ネーミングライツ・パートナーの申込に係る誓約書【様式 3】
④ 中城村との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等【様式 4】
⑤ 印鑑証明
⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
⑦ 市町村税の滞納のない証明書（事業所のある市町村発行）
⑧ 都道府県税完納証明書（全税目の滞納のないことを確認できる証明書）
⑨ 国税納税証明書（様式その 3 の 3）
⑩ 財務諸表（前期の貸借対照表及び損益計算書）